



# 栃木県公報

平成25年  
12月27日(金)  
号外  
第90号

## 目次

### 規則

- 地方税法第396条第3項の身分を証明する証票を定める規則の制定 ..... 1
- 栃木県立宇都宮産業展示館管理規則等の一部改正..... 2
- 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正..... 5
- 栃木県河川管理規則の一部改正..... 5

## 規則

### 栃木県規則第五十四号

地方税法第三百九十六条第三項の身分を証明する証票を定める規則を次のように定める。  
平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

### 地方税法第三百九十六条第三項の身分を証明する証票を定める規則

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百九十六条第三項の身分を証明する証票は、別記様式によるものとする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別記様式

### 表

写 真	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	( 年 月 日生)
上記の者は、地方税法第396条第1項の規定により検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
栃木県知事	

裏

地方税法（抜粋）

（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条及び第397条において「道府県指定職員」という。）、第388条第4項第2号の助言、第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第422条の2第1項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下この条から第397条までにおいて「総務省指定職員」という。）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
  - (2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
- 2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
- 3 第1項の場合においては、当該道府県指定職員又は総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 5 第1項又は前項の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

（世田村監）

栃木県規則第五十五号

栃木県立宇都宮産業展示館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立宇都宮産業展示館管理規則等の一部を改正する規則

（栃木県立宇都宮産業展示館管理規則の一部改正）

第一条 栃木県立宇都宮産業展示館管理規則（昭和六十三年栃木県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中 「いす」 を

「椅子」 と 「105円」 と 「108円」 と 「210円」

と 「216円」 と 「休憩用いす・テーブル」 と

「休憩用椅子・テーブル」 と 「1,260円」 と 「1,290円」 と 「630円」 と 「640円」 と 「420円」 と 「430円」 と 「3,150円」 と 「3,240円」 と 「6,300円」 と 「6,480円」 と 「1,050円」 と 「1,080円」 と 「5,250円」 と 「5,400円」 と 「2,520円」 と 「2,590円」 と 「4,200円」

円)を「4,320円」に、「10,500円」を「10,800円」に改める。

(栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第二条** 栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則(平成三年栃木県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二舞台附属設備及び器具の項中「8,590」を「8,830」に、「5,900」を「6,060」に、「1,390」を

「1,420」に、「2,460」を「2,530」に、  
「練習室  
リハーサル室」を「練習室」に、

「6,430」を「6,610」に、「520」を「530」に、「690」を「700」に、「640」を「650」に、「1,060」を  
「1,090」に、「1,710」を「1,750」に、「1,280」を「1,310」に、「2,130」を「2,190」に、「10,600」  
を「10,900」に、「5,360」を「5,510」に、「17,100」を「17,500」に、「1,600」を「1,640」に改め、同

表照明附属設備及び器具の項中「850」を「870」に、「520」を「530」に、「1,280」を「1,310」に、  
「1,060」を「1,090」に、「1,180」を「1,210」に、「1,920」を「1,970」に、「3,000」を「3,080」に、  
「1,710」を「1,750」に、「710」を「730」に、「2,670」を「2,740」に、「5,360」を「5,510」に、  
「2,140」を「2,200」に、「1,420」を「1,460」に、「630」を「640」に、「2,650」を「2,720」に、  
「3,750」を「3,850」に、「500」を「510」に、「420」を「430」に、「1,600」を「1,640」に、  
「1,660」を「1,700」に、「620」を「630」に改め、同表音響附属設備及び器具の項中「3,970」を

「4,080」に、「3,210」を「3,300」に、「2,130」を「2,190」に、  
「練習室  
リハーサル室」を

「練習室」に、「520」を「530」に、「1,060」を「1,090」に、「1,920」を「1,970」に、

「1,500」を「1,540」に、「840」を「860」に、「1,280」を「1,310」に、「1,600」を「1,640」に、  
「600」を「610」に、「500」を「510」に、「1,000」を「1,020」に改め、同表その他の附属設備  
及び器具の項中「1,280」を「1,310」に、「1,060」を「1,090」に、「2,130」を「2,190」に、「500」を  
「510」に、「4,720」を「4,850」に、「520」を「530」に、「10,600」を「10,900」に、「1,600」を

「1,640」に、  
「ピアノ(国産グランド)」を「ピアノ(国産グランド)」に、

「5,360」を「5,510」に、「1,200」を「1,230」に改める。

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

**第三条** 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四栃木県体育館の項中「3,210円」を「3,300円」に、「470円」を「480円」に、「690円」を「700  
円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「2,880円」を「2,960円」に、「3,850円」を「3,960円」に改め、  
同表栃木県立日光霧降アイスアリーナの項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表栃木県立県南体育館の  
項中「5,360円」を「5,510円」に、「10,600円」を「10,900円」に、「3,210円」を「3,300円」に、  
「53,600円」を「55,100円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に、「2,130円」を  
「2,190円」に、「4,280円」を「4,400円」に、「1,060円」を「1,090円」に、「12,800円」を「13,100  
円」に、「8,590円」を「8,830円」に改め、同表栃木県立県北体育館の項中「5,360円」を「5,510円」に、  
「10,600円」を「10,900円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「53,600円」を「55,100円」に、「1,000  
円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「4,280円」を「4,400  
円」に、「1,060円」を「1,090円」に、「12,800円」を「13,100円」に、「8,590円」を「8,830円」に改  
め、同表栃木県立温水プール館の項中「5,360円」を「5,510円」に、「2,000円」を「2,050円」に、

「1,000円」を「1,020円」に改める。

(とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則(平成七年栃木県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「式 420円」を「式 430円」に、「2,670円」を「2,740円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「9,660円」を「9,930円」に、「640円」を「650円」に

モニターテレビ装置	OA研修室	台	1,920円	を
	パフォーマンススタジオ	台	1,060円	
パソコン	OA研修室	式	7,510円	
電子黒板	会議室	台	420円	

モニターテレビ装置	パフォーマンススタジオ	台	1,090円	に
パソコン	OA研修室	式	7,720円	

パフォーマンススタジオ・ホール	台	1,060円	を
-----------------	---	--------	---

パフォーマンススタジオ・ホール	台	1,090円	に
-----------------	---	--------	---

円」に、「630円」を「640円」に

ホール	台	420円	を
-----	---	------	---

ホール	台	430円	に
-----	---	------	---

円」に、「520円」を「530円」に 「本 1,060円」を「本 1,090円」に

「3,750円」を「3,850円」に 「列 7,510円」を「列 7,720円」に 「850円」を「870円」に改める。

(とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則(平成八年栃木県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,850円」に、「1,200円」を「1,230円」に改める。

(とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第六条 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則(平成十一年栃木県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「2,100円」を「2,160円」に、「3,300円」を「3,390円」に改める。

(とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第七条** とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則(平成十三年栃木県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「2,500円」を「2,570円」に、「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「400円」を「410円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(文書学事課)

**栃木県規則第五十六号**

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則**

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和五十五年栃木県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「及び控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に改め、同表備考2②中「第3項」を「第6項」と、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」と、「及び第2項、」を「及び第3項、」と、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表備考4③中「、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童」を削り、「障害児入所施設」を「入所施設」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、別表備考2②の改正規定(「及び第2項、」を「及び第3項、」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」改める部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

(こども政策課)

**栃木県規則第五十七号**

栃木県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県河川管理規則の一部を改正する規則**

栃木県河川管理規則(昭和四十年栃木県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」の下に「、別表第一の二」を加える。

第三条中「許可」の下に「、登録」を加え、「、ダム建設事務所長又はダム管理事務所長」を削る。

第四条の見出しを「(許可等の期間)」に改め、同条第一項中「許可期間」を「許可並びに法第二十三条の二の規定による流水の占用に係る登録の期間」に、「三十年」を「二十年」に改め、同条第二項中「許可期間」を「許可の期間」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に、「許可期間」を「許可の期間」に改め、同条第四項中「許可期間」を「許可の期間」に、「ある」を「できる」に改める。

第五条の見出しを「(許可等を受けたものの義務)」に改め、同条中「許可を受けた者は、次の各号に」を「許可又は登録を受けたものは、次に」に改め、同条第二号中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第三号中「許可期間中許可」を「許可又は登録の期間中許可又は登録」に、「設置して置く」を「設置する」に改め、同条第四号中「許可」の下に「又は登録」を加える。

別表中

省令別表第2の指定区間及び2級河川	1	部	せ に
省令別表第1の2の指定区間及び2級河川	1	部	
省令別表第2の指定区間及び2級河川	1	部	

改める。

別記様式第一号中備考以外の部分を次のように改める。

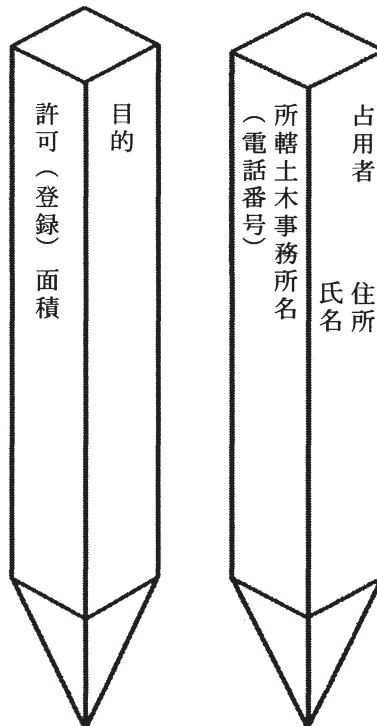
(標 札)

目的	
許可(登録)面積	平方メートル
占有者	
住所	
氏名	
所轄土木事務所名	
(電話番号)	

(標 杭)

表

裏



別記様式第二号中「許可」と「許可（登録）」と「から」と「ので」と「お届けします」と「届け出ます」に改める。

別記様式第二号中「第5条第5項」と「第5条第5号」と「お届けします」と「届け出ます」と「許可年月日」を「許可（登録）の年月日」と「許可の」と「許可（登録）の」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(河三蔵)